

県民意見の募集について

計画等の案の名称	新県立中央図書館基本構想
意見募集の趣旨	静岡県では、県立中央図書館の老朽化から、東静岡駅南口への整備を推進してきたが、建設工事の入札不調や、国の交付金の見通しが大きく変わったことに伴い、整備計画を見直すこととしました。 新県立中央図書館の整備を再始動するために、今回、基本構想(H30策定、R2改定)を改定します。新県立中央図書館基本構想（改定案）に対し、県民の皆様から広く御意見を募集します。
意見の提出期間	令和8年8月7日（金）から令和8年9月1日（火）まで
意見の提出方法	・持参、郵送又は電子メールのいずれかの方法で意見を提出してください（任意様式）。 ・電話での御意見は御遠慮願います。 ・いただいた御意見の内容について照会する場合がありますので、意見書には氏名、住所及び連絡先（電話番号等）を明記してください。
意見の提出先	1 持参又は郵送の場合 〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号 静岡県教育委員会社会教育課（県庁西館8階） 持参の場合は、午前9時から午後5時まで（「静岡県の休日定める条例」第1条第1号各号に定める休日（土曜日、日曜日及び祝日）を除く） 2 電子メールの場合 new_lib@pref.shizuoka.lg.jp
問い合わせ先	静岡県教育委員会 社会教育課 企画班 電話番号 054-221-3519
備考	いただいた意見に対する県の考え方は、類似する意見をまとめた上で県のホームページ等でお示しします。 意見を提出された方、お一人ひとりに回答はいたしませんので御了承ください。 パブリック・コメント制度では、提出された意見の「量」ではなく「内容」を考慮します。同一内容の意見が多数提出された場合であっても、その数が考慮の対象となる制度ではありません。

意見提出様式は自由です。以下は参考です。

(別紙：参考様式)

新県立中央図書館基本構想（改定案）に関する意見

ふりがな	
氏名	
住所	
連絡先 (電話番号等)	
意見	
理由	